報 道 資 料

令和5年3月15日

照会先

近畿厚生局奈良事務所 担当 <u>岡野</u>、松本 奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル2階 電話 0742-25-5520

奈良県福祉医療部医療 • 介護保険局医療保険課指導 • 福祉医療係

担当 佐藤、田中

奈良市登大路町30番地

電話 0742-27-8546 (内線 2914)

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止等について

近畿厚生局奈良事務所と奈良県が柔道整復師に対して監査を実施した結果、 不正及び不当な請求を行っていたことが判明し、下記のとおり柔道整復施術療 養費(以下「療養費」という。)の受領委任の取扱いの中止相当及び中止(以下 「中止等」という。)を決定しましたのでお知らせします。

記

1 受領委任の取扱いの中止等となる柔道整復師

氏 名 音村 壮太(おとむら そうた) 55歳

施 術 所 名 おとむら鍼灸整骨院

所 在 地 奈良県橿原市葛本町 220 番地の 4

開 設 者 音村 壮太

2 受領委任の取扱いの中止等年月日

令和5年3月15日

(当該柔道整復師は、原則として以後5年間は療養費の受領委任の取扱いができない。)

3 受領委任の取扱いを中止等とする根拠規定

柔道整復師の施術に係る療養費について(平成22年5月24日付け保発0524第2号厚生労働省保険局長通知 最終改正:令和4年5月27日付け保発0527第2号厚生労働省保険局長通知)

4 監査を行うに至った経緯

交通事故後の治療で来院した患者の治療日数を実際より多く保険会社に請求し、保険金をだまし取ったとして、保険金詐欺容疑で逮捕されたとの新聞報道があり、療養費についても不正に請求していることが疑われたことから、当該柔道整復師に対して監査を実施した。

5 監査で判明した事項

(1) 不正事項

実際の施術日以外に施術を行ったものとして、施術日数を付け増して、 療養費を不正に請求していた。

(2) 不当事項

初検時相談支援料について、患者へ説明した内容を施術録に記載していないにもかかわらず、療養費を不当に請求していた。

(3) 監査時に判明した不正及び不当請求額

令和元年12月から令和2年6月までの施術分

不正分 7名分 金額 16,235 円 不当分 4名分 金額 240 円

※不正請求: 詐欺や不法行為にあたるもの(例: 架空請求、付増請求) 不当請求: 算定要件を満たさないなど請求の妥当性を欠くもの

6 「受領委任の取扱いの中止等」に至った主な事由

「おとむら鍼灸整骨院」における柔道整復師の施術に係る療養費について、近畿厚生局と奈良県が監査を実施した結果、不正な請求を行っていたことが判明したが、施術管理者である音村壮太柔道整復師は、令和2年11月30日付けで協定による受領委任の取扱いを辞退していることから、受領委任の取扱いの中止相当措置とした。

なお、音村 壮太柔道整復師は、令和2年12月1日に改めて契約による受領 委任の取扱いを申し出ており、現在承諾している療養費の受領委任の取扱いを 継続して認めることが不適当と判断し、受領委任の取扱いの中止措置とした。

(参考)

「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱い」とは

・ 療養費は、患者が費用の全額を支払った後、患者自身が保険者に申請する ことにより、保険給付を受けることができる償還払い(現金給付)が原則 である。

受領委任の取扱いとは、近畿厚生局長及び奈良県知事と柔道整復師との間で締結された受領委任契約【契約】(柔道整復師会会員の場合は、柔道整復師会会長との間で締結された協定【協定】)に基づき行われ、受領委任の取扱いを行う施術所で施術を受けた患者は、一部負担金相当額を支払い、残りの費用は患者から療養費の受領の委任を受けた柔道整復師が保険者に請求できる取扱いのことである。

「受領委任の取扱いの中止相当」とは

・ 本来中止措置とすべきであるが、既に受領委任の取扱いを辞退しており中止ができない等の理由で、中止となった場合と同等の措置(原則として5年間は受領委任の取扱いを認めない)を行うもの。